

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成26年度(第6回)川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)		健康福祉部 長寿・介護保険課 内線(2615)		
開催日時		平成26年12月1日(月) 午後1時から午後2時30分		
開催場所		川西市役所 地下1階 B02 会議室		
出席者	委員	大塚 保信 藤末 洋 今西 要 坂井 稔 成徳 明伸 南 智子 岡本 美津子 入江 章子 兵庫県阪神北県民局金岡 美千代		
	その他			
	事務局	根津健康福祉部長 作田長寿・保険室長 山本長寿・介護保険課長 中西長寿・介護保険主幹 田中長寿・介護保険課長補佐 森上介護支援専門員 事務員		
傍聴の可否		可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		(1)「川西市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(素案)」について (2)「川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例(案)要綱」について (3)その他		
会議結果				

審 議 経 過 (1)

会長	<p>只今から平成26年第6回川西市介護保険運営協議会を開催いたしたいと思っております。現在委員さんが8名中6名のご出席でございますので、運営協議会の会則第3条4項に基づきまして、協議会は成立いたしますことをご報告申し上げます。本日も活発なご意見をよろしくお願いたします。今日は12月1日のもう師走ということだと思わぬことだございました。実は昨日まで早稲田大学のほうで学会がございましたので、今日の午前中まであったのですが、どうしてもということだ昨日中に帰ってきたということだございました。東京も木枯らしが吹いているということだございまして、今日から一層寒くなるということだございまして、よろしくお願いたします。例によりまして、会議公開制度運用要綱に基づきまして傍聴が出来ますけれども、傍聴の方はおられますか。</p>
事務局	<p>お見えではありません。</p>
会長	<p>では、本日の会議資料につきまして、まず事務局のほうから確認よろしくお願申します。</p>
事務局	<p>それでは資料の確認をさせていただきます。今回は資料1、2、3とございます。まず資料1といたしまして、こちらの分厚い冊子になっておりますが、「川西市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(素案)」でございます。続きまして、1枚もののA4の資料2、「第1号被保険者1人当たり在宅サービス・施設サービス給付指数」のグラフでございます。続きまして、資料3でございます。資料3につきましては、3冊に分散されております。資料3-1、3-2、3-3。こちらにつきましては、「川西市指定介護予防支援事業と地域包括支援センターに関する条例(案)要綱」の資料一式でございます。資料は以上でございます。</p>
会長	<p>資料はお揃いでございますでしょうか。確認いたしましたので議事に入りますけれども、本日も協議会の議事録署名人を選出したいと思っておりますけれども、いかがいたしましょうか。私のほうで指名申し上げてよろしいでしょうか。ではご承認されたということで、よろしいでしょうか。恐れ入りますが異議なしということで、本日の署名委員につきましては、南委員さんにお願したいと思っておりますがよろしいでしょうか。よろしくお願申し</p>

審 議 経 過 (2)

事務局	<p>上げます。</p> <p>それでは会議の次第に基づきまして、会議の第2のところの川西市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）につきまして、お手元に資料ございますけども、前回の11月21日でございますでしょうか、社会福祉審議会のほうとの合同で会議ということをしたしましたが、そのあとの追加とかですね、前回は資料ございますが、速報版でございましたので、今日は新しい資料で追加もございますので、それにつきまして、まず事務局のほうからご説明賜ります。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは11月21日に開催されました「川西市高齢者社会福祉審議会高齢者専門部会との合同説明会議」から計画素案の修正及び追加箇所について説明させていただきます。それではお手元の資料2ページをご覧ください。こちらに「介護保険制度の改正（平成27年4月）」の主な内容としております。こちらについては今回は、法改正のほうをまとめて追加しております。続きまして25ページのほう、ご覧ください。こちらは事業所のアンケート結果なんですが、前回の素案の中では「今後の運営方針及び新規参入の意向について」というのが訂正されておられませんので、こちらの資料のほうを追加しております。続きまして、37ページをご覧ください。こちらのほうなんですが、地域力についての結果ですけれども、なかなかこの地域力の指数が分かりづらいという点がございましたので、下の表なんですが、感じること、必要なことの「ギャップ指数」というのを追加しております、その下にギャップ指数の説明書きのほうを加えさせていただいております。ですので、このギャップ指数の差が大きいほどニーズが高いが満足度・認知度が低く、施策の充実が求められるといった内容となっております。続きまして、56ページをご覧ください。前回資料お持ちの方は53ページになります。前回、委員の方からご指摘ありました「健幸」という字が川西市で作った言葉でありますので、この意味が分かりづらいということで、上のかっこの中です。「健幸」とは健康で幸せ（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を営むこと）になることです。」という文言を追加しております。67ページをご覧ください。前回の資料では64ページになります。こちらの下の方の下から4行目になります。後期高齢者健康診査受診率についてですが、こちらの平成26年度の見込み値が前回では15%になってお</p>
-----	---

審 議 経 過 (3)

りましたが、12%に修正しております。27年度見込みが15.01%が13%、28年度が15.01%が14%、29年度が15.03%が15%に修正しております。その下のところなんです、前は記入ありませんでしたが、数値のほう追加しております。続きまして69ページのほうご覧ください。前回の資料では66ページになっております。こちらの要介護高齢者等歯科事業のところですが、こちらの取り組みの実績と見込みの表になりますが、前回では5項目ほど事業があったのですが、現在、市のやっている事業が今回示させていただいています2つの事業といったことになりますので、こちらのほう整理させていただいたのと、記入の無かったところについて数値を記入しております。続きまして、80ページをご覧ください。前回資料では77ページになります。こちらの前回の資料では「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（特別養護老人ホーム）」といった記載がありましたが、こちらのほうを削除させていただいております。文言の追加のほうなんです、80ページに定期巡回・随時対応型訪問介護看護のほうですが、下から2行目のところ、下線の部分を追加しております。こちら定期巡回のほうにつきましては、第6期計画期間中に1か所整備する予定としてあります。小規模多機能型居宅介護の方ですが、こちら下から2行目の下線部分です。こちらのほうは第6期中整備がされなかった川西地区、明峰地区それぞれ1か所を整備する予定としております。続きまして81ページをご覧ください。特定施設入所者生活介護のところなんです、下のかっこ、前回資料では介護付有料老人ホームだけでしたが、今現在サービス付き高齢者住宅の登録も多いといったところもありますので、こちら文言のほう追加しております。こちらのほうは一番下の下線部分です。第6期計画期間中に100名分を整備いたしますと。介護老人福祉施設については、第6期中は整備はいたしません。介護老人保健施設につきまして、こちらのほうも整備いたしません。認知症対応型共同生活介護につきましては、こちらのほうも第6期計画期間中は新たな整備を行いません。95ページをご覧ください。前回資料の91ページの相談体制の充実のところの現状と課題ですが、下から2行目になりますが、前回の資料では「相談窓口のPRに努めていますが、介護サービス調整チームによる相談日にサービスに関する相談件数が少なく、相談窓口の周知を図る必要があります。」というところが、実際には窓口の相談だけで

審議経過(4)

はなく、電話相談もかなりあるというところがありますので、この2行を削除しております。合わせまして、116ページをご覧ください。用語の解説のところなんですけども、か行の一番上のところに「介護サービス調整チーム」についての説明のほうを加えさせていただいております。続きまして99ページをご覧ください。今回から追加した分になります。第5章としまして、介護保険事業費等の見込み及び介護保険料の段階についてです。まず1番、計画対象者の推計についてです。(1)被保険者数の推計です。こちらを見ていただきますと、平成32年をピークに高齢者数は減少していきます。第1号被保険者のほうも減少すると見込まれております。100ページをご覧ください。(2)要介護認定者数の推計についてです。こちらのほうは平成27年度の1番上の行ですが、総数のところで、8,409人と書かれておりましたが、こちらのほう8,410人になります。修正・訂正のほうお願いいたします。認定者数の推計についてなんですけども、年々増加すると見込まれておまして、平成29年度には9,590人、平成37年度は12,501人となる見込みです。ですので約30%増えるといった推計がされております。要介護度別に見てみますと、要支援1,2、要介護1,2の軽度人が増加すると見込まれています。続きまして、103ページをご覧ください。介護サービス費の見込み量になりますが、主なところだけ説明させていただきます。

通所介護、介護予防通所介護のところなんですけども、こちらのほう27年度で比較しますと、28年度、29年度が大きく減少していると思います。これにつきましては、28年度から定員が19人以下のデイサービスにつきましては、地域密着型サービスのほうに移行するといったようなところで、その移行分が半分の50%と見ております。その関係で28年度、29年度が少なくなっているということです。それを受けまして、109ページのほうをご覧ください。地域密着型通所介護、こちらのほうに27年度、28年度の残りの半分を見込んでおります。全体で言いますと約8%の伸びを示しているといったような状況です。112ページをご覧ください。4番、保険料段階についてです。今現在はその表の右側第5期のところになりますが、こちらの第1段階が2つに分かれております。生活保護受給者と非課税世帯の80万円以下のところが1段階、2段階となっておりますが、それと合わせて現在10段階になっておるんですが、今回の6期につきましては、この8段階のと

審議経過 (5)

ころと前の2段階が一緒になりまして、1段階となります。こちらの負担割合のほうは、非課税世帯については負担割合の変更はしておりません。課税世帯のほうになりますと、6段階、7段階は変更のほうしておりません。あと、前回の負担割合1.5のところがあると思うんですが、200万円から400万円未満、こういったくくりで現在しておりますが、この段階をですね、200万円から290万円と290万円以上400万円未満の2つの段階に分けました。これを分ける理由としましては、今現在国のほうが示しております段階のほうが9段階でありまして、課税の基準所得の分けるところが190万円以上と290万円以上といったような国基準があります。それに合わせまして、従前から川西の場合は200万円という一つの区切りをしておりますので、ここについては変更なしの200万円、は、そのままの状態です。200万円から290万円と290万円以上から400万円未満の方は1.7としております。国のほうもこちらの所得の方については1.7となっております。ですから、国のほうは290万円以上がすべて1.7%といった負担割合になっておりますが、川西市ではそれより更に上の段階400万円から500万円、500万円から600万円、600万円から1千万円、1千万円以上の段階を増やすということをご提案させていただきたいと思っております。この分ける理由につきましては、川西市は高所得者の方が多いといった特性がありますので、よりきめ細やかに所得に応じて介護保険料を負担していただくといった観点から今回このように段階を分けようとするものです。ちなみに、参考程度になるんですが、同じ第2号被保険者で川西市の国民健康保険に加入されている方で、400万円の所得がある方につきましては、現在どれくらいの介護保険料を負担していただいているかといいますと、年間116,700円程負担していただいております。現在川西市におきましては、400万円の方につきましては、年間88,410円になりますので、第2号の被保険者のほうが3万円弱程多くしているという現状があります。これは種別は違いますが、このへんの負担の、高所得の方に負担していただく、介護保険料が値上げされるのは必至だと思いますので、このへんを今回の第6期について細かく分けていこうということです。ちなみに500万円の方でしたら、国民健康保険第2号被保険者の負担と比較しますと、課税限度額の14万円を負担していただいているといったようになりますので、それ以降

審議経過(6)

の方は、その分負担が逆に第1号被保険者では軽いといったところになります。こちらの負担割合についてなんですが、今回消費税の増税のほうが見送りされた関係で、当初国のほうが示しておりました第1、第2、第3段階の軽減の分についてなんですけども、こちらは国の予算が決まり次第軽減割合が追って示されると思います。今のところ前の案では第1段階が0.5から0.3、第2段階では0.7から0.5、第3段階が0.75から0.7といった軽減がされる予定でしたが、今回は見送っておりますのでこの軽減幅が少なくなるのか、満額担保されるのかそのへんはまた決まり次第お伝えしたいと思います。それと資料2のほうご覧ください。こちらのほうが平成26年3月、25年度末の川西市の一人あたりの給付費を全国と比較したのになります。全国を100の指数といたしますと、川西市は、在宅サービスでは約80。施設サービスでは約87ほどということですので、給付費が全国的に見てもかなり低く抑えられている。よって保険料も安く済んでいるといった結果になっております。兵庫県で、右上の青い印の方のところになるんですが、こちらのほうでは大体ちょっと安い95くらいの給付費の負担といったところになっております。以上雑駁ではございますが、説明のほう終わらせていただきます。よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

会長

ありがとうございました。只今は本日の議案の第2のほうの第6期の介護保険事業計画でしょうか。もちろん、高齢者保健福祉計画を含んでおりますけども、素案につきまして、前回の速報版より更に追加修正を加えたその要点と言いましょか、特に追加等とされた部分につきまして、何分にも、私もそうですが、今日この資料いただいたばかりですので十分読みこなしておりませんが、今のご説明を承った結果、あるいはざっとご覧になったところで結構ですが、まずは今ご説明につきまして、おわかりにくい点とか、あるいは新たなご提言がございましたら承ります。まず委員さんのほうでいかがでしょうか。私のほうから、今受けた説明では、56ページですが、「健幸」という言葉に関しては前回随分意見ございましたので、この言葉が日本語として成り得るかということにつきまして、新たにこういう56ページには四角いかわりの中でこういうふうに言うんですよというようなことですが、これも言い切る程かということで、このように位置づけたいとかあるいは、呼ぶようにいたし

審 議 経 過 (7)

委員	<p>ましたとか、なんかになることですかということでもいいでしょうかね。言い切るほど日本語として馴染んでいないと思うんですが、この言葉を活かすことは私も賛成でございますけどもね、というふうに位置づけますとか、このように認識したいと思えますとか、なんか言ったほうがいいんじゃないかという実感いたしましたけども、委員さんいかがでしょうか。「健幸」とは健康で幸せ(身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を営むこと)になることです。」まあこれでも柔らかでいいと思うんですけどね、まだ日本語としてはなかなか成熟してませんので、しかしこれはなかなかいい言葉、少しスポットを浴びるような言葉だと思っていますので、撤回することもなく活かしたいと思いますが、このような表現でよろしいでしょうかね、</p> <p>今の件ですけども、ここへ追加してもらってありがたいと思っております。例えばこういう市町村のあれで、いろんな所へ健幸の「幸」という字が出てくるんですけど、学校の子もさんが「健幸」というこの字を書いたらペケになってしまいますよね。だからそのへんもちょっと危惧してですね。ざっとそう位置づけますとかそういうふうなんにしといたほうが健幸ってこの字書いたら、それだけ浸透してるからいいようですけども。</p>
会長	<p>最近こういう言葉非常に多いですね。マスコミ用語使って、学校では使いませんとなるんですが、これもそのうちの1つやと思うんですが、でもこれは非常にいい表現だと思いますのでね。なんか扉を一ひねりしたほうがいいのか、このかっただけでも十分伝わりますということで、と位置づけますと言いますか、ちょっと工夫があればという先生のご指摘がありましたので、私も同様の意見を申し上げたわけですけどもね。誤解を生むことは無いと思えますけどもね。</p>
委員	<p>私もここに書いていただいて分かり易くなったなあと思ってるんですけども。確かに新しい言葉だし、この健幸ということ、私たちが見れば「健やかで幸せや」ということにはとれるんですけども、やはり言われたように、その言葉一つなんですけども、位置づけますとか、というようなことを書かれたほうがいいのかとは私も思います。</p>

審議経過(8)

会長

じゃあ委員会の総意としては、そういう意味では一ひねり願いませんかということよろしいでしょうか。またご検討願うということ。実は私今日機会ありましたら申し上げようと思っておったんですがね、他の市町村も多少関わりがあるのですが、市町村によってはこの介護保険の策定計画といいましょうか、市町村の思いを込めたというか、もう少しキャッチコピーを作っている市町村もあるわけですね、冒頭に。これ途中でなくいきなりね、当市についてこういうふうなこういうことでこの計画を練りましたとかね。こういう方向でもって進めたいと思います、みたいな面白い、特異なキャッチコピーを付けて、これが市の方針ですというのがボンッと最初に来る市町村もあるわけですね。そういう意味では56ページの「健幸」というのも1つのキャッチコピーかと思ってます、という認識が私にあります。何か活かしていくということについては、委員さんにも反対はございませんのでという認識しています。ありがとうございました。他に指摘、数字等々については細かい点がございしますのでなかなかすぐにはご意見でないかと思いますが、今ご説明あった修正部分を含めまして、ご質問でも結構です。他に新たなご提言でも結構です。

委員

遅れてきまして申し訳ございません。途中からで申し訳ないのですが、103ページの通所介護が減ると、19人以下のほうが、地域密着型の103ページから確か109ページのほうに移るという説明があったと思うんですけど、これは結局移る理由はお金の出所が違う、国から県から市町村ですのためにこのようになるのか。こういうことによって金額が、価格が下がるのかと。そのへんの、なぜこっちからこっちへ移動するのかという所がまだ理解ができていないです。109ページの地域密着型に半分移行すると言われたんですけど、どういう意味合いで移行するのかまだよくわかってないんですけど。それともう一ついいですか。この資料2の川西市の在宅サービスの給付指数と施設サービスが低いというのは表をみたら一目瞭然なんですけども、確かに川西は介護保険のトッコウ地とかなんかのあれが低いですよね。せやから、同じサービスを受けてもよそより低く出ちゃうというふうなことになってないかなと。だから、そういうことないですか。サービスは同じだけど、川西は単価が低いから低く出ているだけなんじゃないかなと。

審 議 経 過 (9)

委員	私もこの数字に関しては、どういう形でこの数値化されてるのかよく理解が出来ないんですけど、1人のご利用者さんにどれくらい給付のサービスを使っているのかという割合を指数に落とされたのか。
委員	努力してこうなったのか…。
委員	私はちょっと意外なんですよ、この川西が少ないっていうのは、もっと多いのかなと思っていた。
委員	単価がね、確か川西の、介護保険の点数が低いんですよ。阪神間の中で。
委員	地域区分。前回の制度改革の時にちょっと下がった…
委員	下がった幅は数字でいうとこんなに下がっていませんよね、コンマ何%ぐらいなので、その影響もちょっと考えづらいなぁと思ったんですけど。これ全国でいったら最下位のほうですよ。
会長	今委員さんをご認識をおっしゃってますが、事務局のほうから何かコメントとかは…。
事務局	まず、ご指摘の地域密着の通所介護になぜ移るのかと、移ったことでどういったことが起こるのかということでございます。今までの通所介護につきましては、県のほうが届け出制で監督という形です。それで監査をしておったわけでございます。この通所介護の中でいわれる小規模の分だけ、これにつきまして地域密着に移ると。地域密着に移りますとですね、実際に使えるのが川西市民だけしか使えません。それと川西市が指定権限とか監査の権限を持つようになります。合わせまして、今まで通所介護につきましては届け出制で基準が満たしていればですね、建築っていうのは解消が出来る形でございますけれども、地域密着に移行されますと、この介護保険計画の中で、いわゆる施設のどれだけ建てていくかというのを決めなくてはならない形になってまいります、そういう形になりますと、一定の抑制が出来るということが働いてくるわけでございます。そういった形でいわゆる今度小規模のデイサービスセンターに

審議経過 (10)

	<p>については、今後一定の抑制と、市からの監査、そのあたりを十分していくという形に変わっていくという状況になってくるわけでありませう。とすると、もう今委員の皆さまのご指摘ありました給付指数でございます。これは私どもが一つ見る中で、先程おっしゃってました地域区分はもともと前回の10%であって、本来でしたら改正で6%のほうになる予定でしたが、現在経過措置で9%になっております。そういったしますと、前回から1%落ちた形でございます。それがここまで影響しているという事は一つの要因としてはあると思っておりますけど、考えにくいこともございます。これだけ高齢化率が高いのになぜこんなに給付率が安いのかというお話でございますけど、一つ考えられますのは、介護認定の認定率自体が全国平均を下回っているというのが一つございます。それともう一つは軽度者。いわゆる重度の方よりも要支援1、2、要介護1、2、そういった軽度者の方が多いということで、サービス料も限度額いっぱいまで使っていないという、そのへんの単価が低いということも考えられるのではないかとこのように分析しておりますのでございます。以上でございます。</p>
会長	<p>今のご説明でご認識深まりましたでしょうか。まだ納得いただけないこともあるかも分かりませんが、今のご説明なんですね。そういう私もよく認識しておりませんもので。</p>
委員	<p>先ほども少し説明ありましたけど、川西は所得の高い方が多いと。阪神間でも持ち家率が高いですよ。そんなにも影響してるんかな。使う人はたくさん使うけど、使わへん人は使わんで済んでいると。そしたら川西でやっている予防事業がいいという事ですかね。所得があって、それなりに裕福な方が多い、健康に対する意識を持っている方が阪神間で比べても、持ち家率とか考えるとそうなのかなと。実際通所サービスとか介護保険施設を施設の利用を...成徳さんとはまた考え違うと思っておりますけど。</p>
委員	<p>私は、その今おっしゃったこともあると思うんですけど、認定を受けていてサービスを全く使っていない人が多いのかなと、それがこの数字に平均すると落とし込まれてこういう数字が上がって来るんじゃないかという気もちょっとしたんですけど。</p>

審議経過 (11)

会長	<p>一般論ですけども、この委員会でも以前ご披露したことがあるんですけども、大阪府は大変高いですよ。いつも大阪の南部と関わりがあるんですが、比較的南部っていうのは大変な地域なんですね。一般的にはですね、75歳以下の方が少ない地域と75歳以上が多い方、75歳以上が多くなると当然給付が増えますし、同時に健康な方が、悪い人が多ければ多いほど増えるんですね。必然通りですが。それを川西市は簡単に申しあげたら、健康な方が比較的多くて、なおかつ75歳の方が今のところは他市と比べて、特に大阪の南に比べて少ないということかなという私の認識なんです。そういうことで低いんだと思っておりますけども。やがて、この数字もだんだん高齢化していったら75歳以上の方が増えて来て、病弱な方が増えてくるとどんどん変わってくるでしょう。今のところはそういう意味でまあ75歳以上が比較的少ないという事とお元気でいらっちゃって、比較のお金持ちが多いということ、色々この要件が重なったことだと理解しています。でもまあこのいかにも下だということ、ちょっと驚きというか、どういうことかなということ。いいように解釈すればそういうことかなと思いますけどね。</p>
事務局	<p>先ほど成徳委員ご指摘のいわゆる介護認定を受けて、それを使っていない方もいるんじゃないかという話でございますけども、それにつきましてもですね、いわゆる住宅改修するために認定を受けて住宅改修したあと、サービスを使っていないというケースも考えられるというふうに考えております。</p>
委員	<p>それは多いかもしれないですね。</p>
会長	<p>そういうこともありましょね。</p>
委員	<p>持ち家が無いと改修出来ませんもん。</p>
委員	<p>5ページの全国平均の高齢化率を比べると、川西市は平成17年度を境に全国平均を上回って推移してますので、兵庫県と全国を見ても川西市は高齢化率が高いところから汲み取ってもこの先ほどの実数が少ないなというギャップを感じる。</p>

審議経過 (12)

会長	<p>兵庫県は国と同じような推移ですか。これ色薄くなっておりますもんでね、全国と兵庫県はほぼ同じ、川西市は上回っているということですね、17年を境に。</p>
委員	<p>私の周りは元気な方が多く、私は接しているわけなんですけども、傾向として、いわゆる介護予防のところに行きつくのかもしれないんですけども。結構皆さん健康情報とか健康にいいという事を実践されている方は、テレビやいろんなところから取り入れて実践されている方、自分は寝たきりにならないとか、そういうような気持ちを持っている方が大変たくさんおられます。それと、やはり地域性で、私達の年代にも限るんですけども、かなり介護を子どもに託すというか、そういう所があまり期待できないというか、そういう人がかなり多いので、やはり自分のことのように頑張るっていうか、そういうようなところは、ちょっとまっ団地の特徴なのかもしれないですけど、子どもが結構みんな出て行っているっていう私たちの年代については、人が多いですね。ですから、本当に自分のことっていう意識は持っている方が多いように思いました。</p>
会長	<p>ご意見ありがとうございました。この資料2は、これはもう厳然たる事実ですね。事実ということでありますので、ご認識を願いたいということしかコメントありませんけど。他今日受け賜った新しい計画のほうが、今のところは素案でございますが、ご説明とか、前回訂正を加えたところにつきまして、なにかご指摘とか、あるいはさらに分かりにくい点とか、あるいはいろいろなものの観点からで結構です。ご意見いただきましたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>95ページなんですけども、前回91ページで介護サービス調整チームの相談件数ということで申し上げて、修正していただいたんですけども、なんていうか、件数的に圧倒的に多いのは地域包括支援センターやら長寿・介護保険課ですので、1番少ない介護サービス調整チームの数字だけでね、というのはどうかなあ…。おそらく包括支援センターの運営協議会なんかいたら4ケタに近い相談ありあますし、介護保険課もおそらく日々30件や40件はあると思いますのでね。だからその中の介護サービス調整チームだけの少ない数字を入れるのであれば、取り組みの実績と見込みのところを調整チームの数字とい</p>

審 議 経 過 (13)

会長	<p>うことをかっこで表すなどせんと、実態をね。運営協議会なんかでも、包括支援センターの、年間にしたら4ケタくらいになると思うんでね。それがちょっと違和感を感じるんですよ。</p>
事務局	<p>今のご指摘に関しては何かおこたえありますでしょうか。</p>
会長	<p>それにつきましてははですね、今坂井委員もおっしゃいましたように、介護サービス調整チームということで下に入れていきたいと考えてございます。以上でございます。</p>
事務局	<p>もしその後でお気付きになられましたことがありましたら、また承りますんですが。ではよろしいですか。では、議事進行ということでおりますので、また振り返って2のほうの議題でも結構でございますけども。川西市の指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例（案）の要綱につきましてということになっておりますので、まず事務局のほうからご説明賜ります。よろしく申し上げます。</p> <p>お手元の資料3 - 1から順にご説明させていただきます。それでは、川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例（案）要綱に対する意見提出手続についてご説明いたします。今回に条例案要綱につきましては、去る平成25年6月におきまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、この第3次一括法が成立いたしましたして、今回の介護保険法の改正がなされたものであります。これに伴いまして、従来厚生労働省などで定めることにしておりました指定介護予防支援事業所及び地域包括支援センターに関する基準につきまして、地方公共団体のほうで条例で定めることとなっております。今回川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例（案）要綱を作成いたしましたので、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第9条の規定に基づきまして、この案に対する市民の皆さまからの意見を募集してまいりたいと考えております。それではまず、意見募集を行います条例（案）要綱につきまして、その概要をご説明いたします。お手元の資料3 - 1の意見募集要項をご覧ください。まず、募集要項でございます。こちらにつきましては、1ページ目、大項目1として（1）要綱作成の趣旨（2）今回意見募集いたします2つの条例案、続</p>

審議経過 (14)

きまして2ページ目、大項目2として(1)募集期間(2)案の公表方法。3ページ目に移りまして、(3)意見の提出方法(4)その他(5)問い合わせ先と構成となっております。再度1ページ目をご覧ください。大項目の1の(1)でございます。川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例についてご説明をいたしております。ここにつきましては、2段に分かれておりますが、上段には先ほど述べました経緯を記載しております。後段のほうにつきましては、今回市が定めようとしております条例が、指定介護予防支援事業所の人員や運営並びに介護予防支援のための効果的な支援の方法に関する基準と地域包括支援センターの人員や運営に関する基準などを定めようとする2種類があることをここで述べております。大項目1(2)条例(案)要綱についてでございます。今回意見募集いたします2つの条例案を第1章、第2章という形で表示しております。まず第1章につきましては、川西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(案)要綱。第2章につきましては2ページ目でございます。第2章には、川西市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(案)要綱でございます。資料の2ページ目、大項目2の募集要項(1)募集期間です。募集期間といたしましては、この平成26年12月12日から来年27年の1月13日としております。(2)でございます。公表場所といたしましては紙ベースで市役所や各公民館などの窓口に置きますとともに、ホームページにおいても公表いたします。3ページをお開きください。(3)意見の提出方法といたしましては、郵送、ファックス、電子メール、ホームページでも受付いたします。具体的な意見提出方法については任意としておりますが、次の4ページでございますが、用紙の例示をしております。以上の方法により、市民からの意見を求めていくこととしております。続きまして、資料3-2でございます。資料3-2川西市指定介護予防支援事業所・地域包括支援センターに関する条例(案)要綱についてでございます。まず、表紙に項目がございます。この条例(案)要綱の全体の構成でございますが、今回意見募集いたします2つの条例案を第1章、第2章として構成しております。次のページ、2ページをご覧ください。第1章といたしまして、川西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための

審議経過 (15)

効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）要綱としております。まず1、条例を制定する理由を記載しております。介護保険法の改正、これも先ほど述べました平成25年9月でございますが、指定介護予防支援事業所に関する基準につきまして条例を制定する必要性が生じたためでございます。次に2、条例制定にあたっての基本的な考え方といたしまして、国の基準に基づきまして、本市の指定介護予防支援事業所に関する基準を定めようとしております。次に3、条例（案）の内容でございます。（1）趣旨といたしまして、この条例は省令の規定に基づきまして、本市の指定介護予防支援事業所に関する基準等を定めるものとするとしております。次の（2）の定義といたしましては、この条例における用語の定義が法に定めるものによるものとしております。次に（3）基本方針でございます。基本方針といたしましては、事業者が指定介護予防支援事業を行う際の留意点など5点をあげております。次に（4）指定介護予防支援事業の人員及び運営の基準であります。指定介護予防支援事業所の人員及び運営の基準でございますが、省令第2条から第32条に定めるとおりとしております。省令第28条に定めます、記録の保存年限については5年としております。次に（5）委任でございます。この条例の施行に関して、市長が別に定めることとしております。2ページ目をご覧ください。4.人員及び運営に関する基準の概要でございます。今回の条例案は、実際に制定する際におきまして、その内容によって従うべき基準と参酌すべき基準の2つの条件がつけられております。従うべき基準といたしまして、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準でございます。当該基準に従う範囲で地域の事情に応じた内容を定める条例は許されるものの、異なる内容を定めることは許されないものと定めます。続いて、参酌すべき基準といたしまして、地方自治体が十分した参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されるものと規定されております。3ページ目をご覧ください。これは別途要旨でございます。こちらのほうは国の基準を項目ごとに分けて検討し、今回の条例案の中に定めようとする要旨でございます。左の欄から、国の基準の項目、従うべき基準と参酌すべき基準であるかの種別、項目の内容となっております。今回のこれにつきましては、従うべき基準といたしましては、従業者の人数、管理者、内容及び手続の説明及び同意。4ページに移りますが、4ページの項

審議経過 (16)

目で言いますと、機密保持、事故発生時の対応となっております。それ以外の項目につきましては、参酌すべき基準となっております。2ページ目をお開きください。(5)市が独自で定めるべき事項でございます。省令第28条に定めております、記録の保存年限については5年とさせていただいております。これは、事業所が不適切・不適正な介護報酬の記録を、消滅事項が5年であるのに対しまして、各種文書の保存期間が今現在なら2年となっておりますので、事業所に必要な文書が残っており、返還請求を行えない場合などが考えられるために、これに対処しようとするものです。4ページをご覧ください。4ページ、図表1の下から5段目でございます。項目として、記録の整理の欄の内容でございます。こちらの内容で従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、5年間保存しなければならないとしております。こういった形でいれております。続きまして、5ページをご覧ください。第2章、川西市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(案)要綱でございます。1、条例を制定する理由でございます。これは、先程の第1章と同じ、介護保険法の改正により、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準につきまして、条例を制定する必要性が生じたためでございます。次に2、条例制定にあたっての基本的な考え方でございます。こちらのほうにつきましては、介護保険法施行規則第140条の66に基づきまして、本市の地域包括支援センターに関します基準を定めようとするものであります。次に3、条例案の内容でございます。(1)趣旨でございますが、この条例につきましては施行規則の規定に基づきまして、本市の地域包括支援センターに関する基準等を定めるものとしております。次に定義でございますが、この条例における用語の定義はございますが、この条例における用語の定義は法に定めるところによるものとしております。次に(3)基本方針でございます。基本方針につきましては、地域包括支援センターの運営につきましては、包括的支援事業の委託を受けた法人が行うものとしております。次に(4)地域包括支援センターの人員及び運営の基準でございます。地域支援包括支援センターの人員及び運営基準は、施行規則に定める通りとしております。次に(5)委任でございますが、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしてしております。続きまして4、人員及び運

審議経過 (17)

	<p>営に関する基準の概要でございますが、第1章と同様に、従うべき基準と参酌すべき基準を設けております。6ページをご覧ください。こちらには別表として載せていただいております。国の基準を項目ごとに検討して、今回の条例案の中に定めようとする要旨でございます。左の欄から、国基準の項目、従うべき基準と参酌すべき基準であるとの種別、項目の内容となっております。従うべき基準といたしましては、設置者等、職員に係る基準及び当該職員の員数となっております。その他の事項に係る基準につきましては、参酌すべき基準となっております。以上が条例(案)要綱の説明でございます。なお、添付資料といたしまして、資料3-3、関係政省令資料を添付いたしております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。恐れ入りますがもう一度資料3-2の表紙をご覧くださいになりましたら、書いてございます。川西市の指定介護予防支援事業所と地域包括支援センターに関する条例、これは今回の法改正によりまして、各市町村でこれを決めなさいということが法改正ございましたので、それに基づきまして、この各事業所とセンターにつきましてのそういった条例を川西市のほうで定めたいということで、それに関する案ということのご説明がございました。最後には資料3-3で、国があくまでも法律に基づいて、この2つにつきましては市町村ごとの自治体の条例を作りなさいという事です。このご説明がございました。なにぶんにもですね、市役所の方々の仕事の繁雑でございまして、繁茂と言いましょうか、まして年末にかかりますんで、こういう資料を前もってご提示申し上げたらそういう事かということで、会議のほうも望まれる態度が違うと思うんですね。今日初めてご覧になられたので。まあ、法改正はご存じだと思いますが、今のご説明でお分かりになったと思いますが、何かご質問とかご意見ございませんか。法律のことでございますので、意見を申しあげても通らないことはたくさんございますが、ご質問についてはお答えいただけます。よろしいですか。いかがでしょうか。</p>
会長	<p>ちょっと教えてもらいたいんですけども、地域包括センターの人員というのはもう決まっているんで特に質問は無いんですけども、川西市の指定介護予防支援事業でですね、3ページに従業者の員数というのがあるんですけど、私はこれ1番ポイント</p>

審議経過 (18)

	<p>トというのは、保健師を置かなあかんか、置かんでええかというのかなり...、今までは置かんでもよかったんですね。1名以上になったのは厳しくなったということなのか、そのへんよく知らないんですけども。今までも置かなあかんかったんか。必須。</p>
事務局	<p>まず指定介護予防支援事業所でございますが、こちらにつきましては地域包括支援センターが行うものとされています。また、地域包括支援センターの職員が勤務する。ですので、私どもは地域包括支援センターにつきましては、全部保健師が配置されておりますので、こちらのほうの人数については問題ないものと考えております。以上です。</p>
委員	<p>実質は民間の人がいることはまずないわけですね、川西では。ほとんど地域包括支援センターで予防事業はしていると。民間ではない。他はあるんですか、他の市町村では。</p>
事務局	<p>先程の地域包括支援センター以外に委託していないかというお話でございますが、現実問題、私ども地域包括支援センターのほうでケアプランについては、1人につき25件という上限を設けております。それで、それを超えた部分につきましては委託するような形をとっております。ただ、地域包括支援センターの方ですね、サービスの提供状況等の報告を月に1回しなければいけないとしております。そういった形で把握しております。</p>
会長	<p>そういうことでよろしいでしょうか。なお、ここは細かいこと申し上げたら配置すべき保健師とか社会福祉士は、このへんを資格を問うという、経験豊かな者という言葉が入っておりますからね。だから必ずしも保健師の資格とか社会福祉士の資格ということには限っていないんですよ。経験あるということ、原則は資格あることが原則ですけどね。そういうことがあることは補足しておきます。これは国の基準がそう書いておりますのでね。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>来年度からかなり大きく変わりますということをご認識ある</p>

審議経過 (19)

ところだと思えますけども、一般市民に関しましては、こういうふうにご議論願っておるといってもですね、保険料なんぼかというところですよ、一般の方々はと思うんですね。それは次回のほうで保険料についてご審議願うということになっておりますけども、今日ご説明あった中で随分と段階も手を加えられましたということで、そこも合わせましてご理解いいでしょうか。次のご審議がございませぬ。まあこうしなければこの制度は持続出来ないということだというふうな判断を元に改正があるわけですがね。高齢者にとっては厳しいなという実感というか、素直なところと思えます。いかがでしょうか。今は今日の次第のほうの2番目のほうの資料3-1ないし2ですね。基本的なことは3-1に書いてございます。具体的な無いようについては資料3-2に書いてございます。あわせ持ってご覧になって結構でございます。特段の、決してせくことではございませんが、ご意見があれば。それでは議題のほうの第6期の素案とあせましてでも結構でございます。正直申し上げて、事務局についても大変でしょう、対応につきましては。文章の作成からということで、今回大きく変わりますものですからね。講習会とか県からのそういうのにお行きになったと思えますけどね。しょっちゅう行っていると思えます。県のほうからあるんですね、こういうことがありますよという方針改正とかですね。大変かとおもっております。それでは決して先を急ぐわけではありませんが特段ご意見無いよということでありましたら、もちろんいつも申しますことですが、この場で気が付かなかったことがあった場合ですね、本当に事務局のほうに「この点おかしいんじゃないか」とか、もし不鮮明なことがありましたら後日で結構でございますので必ず事務局のほうから、ある委員さんがご意見出ましたかということについてはご連絡ございますんで、この後また対応しようと思っておりますので、今日のこの少ない時間ではですね、まして資料を見る時間もなかったということで、後日ご質問とかご意見があることも大いにあると思えますんで事務局のほうまでお持ち下さいませ。必ず事務局のほうから私に連絡ございますんで、対応しようと思えますんで。事務局のほうでその他は何かございますか。なにかお伝えしたいことでも。

事務局

先程説明しました素案について、今後のスケジュールについてなんですが、まず12月9日に議員協議会のほうでご協議い

審議経過 (20)

	<p>ただきます。そのあとにですね、12月12日金曜日、先程の一括法の関係と同じ期間になるんですが、パブリックコメントのほうを実施いたします。期間のほうは12月12日金曜日から来年の1月13日火曜日の1か月間になります。素案につきましては、ホームページとか公民館、図書館のほうに掲示する予定としております。今回のパブリックコメント期間中にですね、素案についての説明会のほうを実施いたします。日にちのほうは12月22日、川西市役所のほうで素案の説明会をしますのと、12月25日には東谷公民館のほうで素案の説明会を予定しております。以上でございます。</p>
会長	<p>12月19日はなんでしたっけ。</p>
事務局	<p>12月9日です。議員協議会でこの素案についてのご協議がございます。</p>
会長	<p>分かりました。という予定でございますということのご報告でございました。パブリックコメントも今回はかなり出るのじゃないかと思いますが、パブコメと申しますが、市民の方々が読みに来られても理解できないとか色々あってですね、あまりパブコメと言うのは出ないという事ですけども、毎回何通か当然あるわけですね。今回も大いに期待したいと思います。自分ら市民のことでございますんでね。期待したいと思いますけども。随分押しまして、この議題今日は1、2、3が主にございましたけどもいかがでしょうか。</p>
委員	<p>これ国からのあれなんですけども、新基金かなにかがあるっていうのは。地域医療介護総合確保基金というのが見たことありますけど。市のほうはなんか情報ありますか。県の歯科医師会のほうからでてきたんですけども。医療介護サービスの提供体制のための新しい財政支援制度を国が作るということで、地域医療介護総合確保基金（新基金）というものが出来るそうです。全部で904億円。</p>
委員	<p>それは新たな財政新基金のこと。兵庫県は確か40億円くらい。その中の医師会のほうに何億円か降りて来て、川西からは認知症の事業で、つながりノートのことを申請する段階で行政さんのほうと打ち合わせしています。</p>

審議経過 (21)

委員	<p>これは川西市の介護保険とは全く会議もする必要もない話になんのかね。</p>
委員	<p>一応今年度は医師会のほうに、約40億円の多くは県の予算で…。</p>
委員	<p>国が3分の2で、市町村が3分の1ですね。</p>
委員	<p>今年はそういうことで、1年限りの単年度。来年度からは介護保険事業計画のほうに入るんですね、予算確か。それで準備はしているんです。で、行政側に降りてきたんじゃなくて医師会側に降りてきたんで、それで行政さんと協力して来年につながる事業ということでつながりノートということをやります。</p>
委員	<p>了解しました。</p>
会長	<p>他はございませんか。それでは今日につきましてはご意見はないという事でございますので。最後申しますが、またお気づきがありましたら、適宜ご指摘願えればありがたく思っております。次回、年内にもう1回ございます。たまたま12月24日クリスマスイブでございます。次の予定決まっておりますので、次回は保険料についてを中心ということに決まっておりますのでよろしく願います。それではこれをもちまして散会とさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>